

## 長野県新型インフルエンザ等対策行動計画実施手順(案)の概要

## ○目的

- ・長野県新型インフルエンザ等対策行動計画(案)に定める主要分野のなかから、発生段階ごとの対策の具体的な内容・実施方法等を記載した。
- ・本行動計画実施手順の周知・啓発により、県、市町村、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組を一層促進する。

## 1 サーベイランス・情報収集

- ・平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・県民等への情報還元を活用。

## 2 情報提供・共有

- ・県民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。
- ・情報提供体制の整備。

## 3 予防・まん延防止

- ・流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

## 4 予防接種

- ・ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

## 5 医療

## 5-1 医療体制

- ・医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

## 5-2 抗インフルエンザウイルス薬

- ・抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

## 6 県民生活及び県民経済の安定の確保

## 6-1 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策

- ・事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

## 6-2 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策

- ・個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

## 6-3 埋火葬

- ・死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

## 主要分野別の内容・実施方法(概要)

### 1 サーベイランス・情報収集

・平時より感染症の情報収集及び分析を行える体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時には、サーベイランスの追加・強化を行い、国内での発生をできるだけ早く発見し、対策立案・国民等への情報還元を活用する。

<p>平時のサーベイランス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者発生サーベイランス(通年) 県内 87 か所の定点医療機関において実施</li> <li>・入院サーベイランス(通年) 県内 11 か所の医療機関において実施</li> <li>・学校サーベイランス(9月～4月を目処) 全国の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校 等において実施</li> <li>・ウイルスサーベイランス(通年) 県内の病原体定点医療機関において実施</li> <li>・鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランス 関係省庁等が得た情報を共有・集約化し、分析評価等を実施</li> </ul>
<p>新型インフルエンザ発生時のサーベイランス追加</p>	<p>○追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者全数把握(原則、海外発生期～県内発生早期) すべての新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)の発生を把握し、新型インフルエンザの国内の発生状況を把握</li> </ul> <p>○強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校サーベイランス(海外発生期～県内発生早期及び小康期) 報告対象施設を、大学・短大まで拡大</li> <li>・ウイルスサーベイランス(海外発生期～地域発生早期及び小康期) 患者発生サーベイランス及び学校サーベイランス等でのウイルス検査を原則実施</li> </ul>

## 2 情報提供・共有

県民一人一人が適切に行動できるよう、発生前から、情報提供に努めるとともに、情報提供の内容、方法、表現等について、あらかじめ検討しておき、発生時には、迅速かつ正確な情報を提供する。

情報提供体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・県民に対して一元的な情報提供を行うため、専任広報担当官とその下に広報担当チームを置く。発生時には定期的に新型インフルエンザ等に係る報道発表を行う。</li><li>・報道発表に際しては、市町村と情報を共有し、タイミングと内容を合わせる。</li><li>・個人情報の公表の範囲はプライバシーの保護と公益性のバランスを考慮。</li></ul>
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"><li>・県民からの問い合わせに対応するための相談窓口を県庁及び保健所(保健福祉事務所)に設置。さらに、市町村に対して相談窓口を設置するよう要請する。</li></ul>
きめ細かな情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民等に提供する。</li><li>・地域への感染拡大の起点となりやすい学校等の児童生徒等に対して丁寧に指導していく。</li><li>・市町村等との連携により、外国籍県民、障害を持つ方など情報が行き届きにくい方への情報提供に配慮する。</li></ul>
情報共有	<ul style="list-style-type: none"><li>・発生前から市町村との間で互いの窓口となる担当者を複数名設定し、新型インフルエンザ等発生時において相互に直接連絡がとれる体制を整備する。</li><li>・メールマガジン等を通じて医療関係者と直接情報を共有する。</li></ul>

### 3 予防・まん延防止

健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活・経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供と並んで、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、治療を要する患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するためのまん延防止対策を講じる。

患者対策	・県内発生早期には、感染症法に基づく対策（入院措置等）を実施する。また、県内感染期には、感染症法に基づく措置は実施しないが、患者には感染力が無くなるまで外出しないよう求める。
濃厚接触者対策	・県内発生早期には、感染症法に基づく対策（健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）を実施。
個人対策・地域対策・職場対策	○個人対策 ・県民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。  ○地域対策 ・新型インフルエンザ等緊急事態においては、国の基本的対処方針に従い、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を実施（期間・区域の目安を示して実施）。  ○職場対策 ・事業所に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを作る事業活動を避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。 ・職場における健康管理の徹底、当該感染症の症状が認められた従業員の受診を勧奨するなど、職場における感染対策の徹底を要請する。

#### 4 予防接種

新型インフルエンザが発生した際には、国、県及び市町村により、医療機関等の関係機関や県民の協力を受けて、可能な限り速やかに新型インフルエンザワクチンの特定接種や住民接種を実施する。

供給体制の整備	・未発生期より、医薬品卸売販売業者等との連携によりワクチンの供給体制を整備する。
特定接種	・特措法に基づき、政府対策本部長が必要と認めた時に、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するための業務に従事する者に特定接種を実施する。 ・未発生期に特定接種の登録対象となる事業者を登録、接種体制を整備し、発生時に実施する。 ・登録事業者に所属し、国の定める業務に従事している者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国が接種を実施し、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、所属する県・市町村が接種を実施する。
住民接種	・特措法及び予防接種法に基づき、市町村を実施主体として、集団的予防接種の接種体制を整備し、発生時に実施する。

## 5 医療

### 5-1 医療体制

新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関、県、関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携して対応する。

未発生期	<ul style="list-style-type: none"><li>・二次医療圏等を単位とし、保健所（保健福祉事務所）を中心とし、医師会、医療機関等と連絡会議を設置し、医療体制の整備を推進</li><li>・二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップする。</li><li>・医療機関等における体制整備（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）</li></ul>
海外発生期～ 県内発生早期	<ul style="list-style-type: none"><li>・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置</li><li>・PCR 等による検査体制の整備及び運営</li><li>・感染症指定医療機関等への入院措置の実施</li></ul>
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療）</li><li>・医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討）</li><li>・臨時の医療施設等での診療や、地域の医療体制の確保が困難となっている場合などにおける医療関係者に対する要請等</li><li>・電話再診患者のファクシミリによる処方せん送付</li></ul>
小康期	<ul style="list-style-type: none"><li>・対策を段階的に縮小</li><li>・対策の評価及び第二波に対する対策</li></ul>

## 5-2 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザウイルス薬を効率的・効果的に使用するため、医療機関、医薬品卸売販売業者等との連携により適切な備蓄・流通・投与を実施する。

備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民の45%に相当する量を目標として国と県で均等に備蓄する</li> </ul>
流通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未発生期において、医薬品卸売販売業者等との連携により、発生時における安定供給体制の整備を図る</li> <li>・発生後において、市場に流通している在庫量が一定量以下になった時点で備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に配送する</li> <li>・国備蓄分については、全国の患者発生状況等を把握し、都道府県からの補充要請に応じて放出される</li> </ul>
投与	<p>○治療方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国による治療薬の選択や治療方針に関する専門的な知見を情報提供する。</li> </ul> <p>○予防投与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外発生期から県内発生早期までの間において、新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた次の者に対して予防投与を実施             <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;海外発生期～&gt;                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者等・水際対策関係者</li> </ul> </li> <li>&lt;県内発生早期～&gt;                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・患者の同居者（県内感染期以降は予防投与の効果等を考慮）</li> <li>・濃厚接触者（原則、県内発生早期のみ）</li> <li>・世界初発の場合の重点的感染拡大防止策が実施される地域の住民 （有効性が期待される場合のみ一斉予防投与を実施）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 6 県民生活及び県民経済の安定の確保

### 6-1 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策

感染拡大防止と県民生活・県民経済に与える影響が最小となるようにする観点から、欠勤率がピーク時(約2週間)に最大 40%になることも想定しつつ、職場での感染対策を徹底するとともに、重要業務への重点化をするため、各事業者において事業継続計画を策定する。

従業員に対する感染対策の検討、実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・症状のある従業員の出勤停止、発症者の入室防止の方法の検討・実施</li><li>・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、職場の清掃などの基本的な感染対策の推奨</li></ul>
感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"><li>・在宅勤務、時差出勤、出張・会議の中止</li><li>・職場の出入口や訪問者の立入場所における発熱チェック・入場制限</li><li>・重要業務への重点化</li><li>・人員計画立案、サプライチェーンの洗い出し等</li><li>・欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保</li></ul>
従業員に対する教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"><li>・職場に「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを浸透させる</li></ul>



## 6-2 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等の発生時において県民の生命・健康の保護、県民生活・経済に及ぼす影響を最小にするため、個人、家庭や地域での感染対策等への理解・協力、そのうえで適切な行動を行うことが重要となる。

<p>個人・家庭における取組</p>	<p>(発生前)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい知識、県民一人一人に求められる行動等の情報収集</li> <li>・学校休業、事業者の業務縮小や施設の使用制限等が行われる場合への準備</li> <li>・2週間分程度の食料品・生活必需品等の備蓄 等</li> </ul> <p>(発生時)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生情報等の情報収集</li> <li>・感染防止(マスク着用、人込みを避ける、緊急事態の場合の不要不急の外出の自粛等)</li> <li>・本人、家族等が発症した場合の対応(適切な受診、自宅療養等)</li> <li>・医療の確保への協力(不要不急の受診の自粛等) 等</li> </ul>
<p>地域における取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集、地域住民への情報提供</li> <li>・要援護者を把握し、食料品・生活必需品等の提供など、生活支援</li> <li>・相談窓口の設置</li> </ul>

### 6-3 埋火葬

多数の死亡者が生じた場合を想定して、公衆衛生上の問題が生ずることのないよう、埋火葬を円滑に実施できる体制を整備する。

未発生期～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬能力・遺体安置可能数の調査を行うとともに、市町村、近隣都道府県等と情報を共有</li> <li>・遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスクや火葬場での消耗品等を確保できるよう準備</li> </ul>
県内感染期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び近隣都道府県と連携し、埋葬及び火葬について情報収集するとともに、広域的な火葬体制を確保。</li> <li>・市町村に対して火葬場に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請</li> <li>・遺体搬送・火葬の従事者の手袋・マスク、遺体搬送のため の非透過性納体袋を確保</li> <li>・市町村は、火葬場の火葬能力を超えた場合、臨時遺体安置所において遺体を適切に保存</li> <li>・火葬場の火葬能力が追いつかず、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要がある場合に、一時的な埋葬を検討</li> <li>・墓地埋葬法における埋火葬の手続の特例が定められた場合、市町村は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を実施</li> </ul>